

令和3年6月9日

ペースメーカーの遠隔モニタリングについて

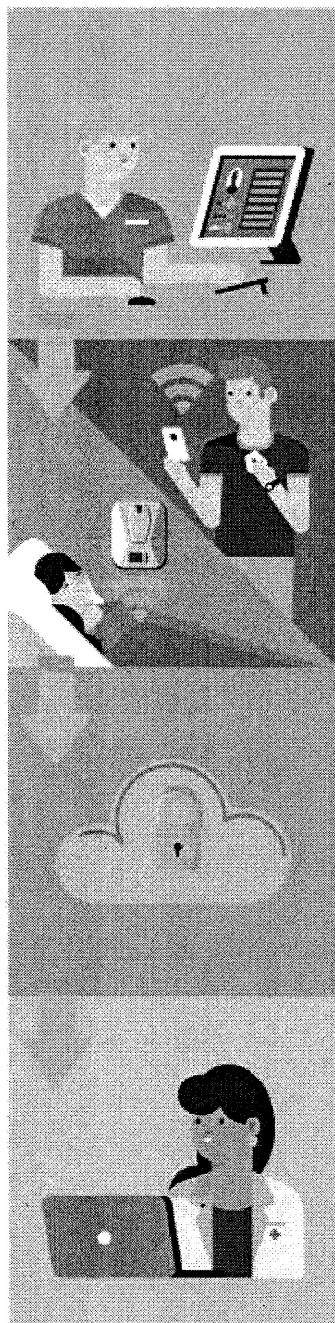
循環器科 科長 杉原 秀樹

現在、ペースメーカーの管理は、半年ごとにペースメーカー外来を受診していただきチェックをしています（管理料は1回300点）。こうした対面の診療以外に、以前からペースメーカーの遠隔モニタリングが行われていましたが、昨年より月に1回遠隔モニタリングによるペースメーカー管理指導料が算定できるようになり、月に1回260点を請求できるようになりました。ほとんどの施設では年1回のペースメーカー外来受診と年11回の遠隔モニタリングでペースメーカーの管理が行われています。メリットとしては、通院回数を減らせること、頻回にペースメーカーチェックを行うことで早期に異常を発見できること、病院の収益増加が期待できることなどです。当院でも、今後新規埋め込み患者に対し遠隔モニタリングを行う予定です。ただ、個人のペースメーカーのデータがメーカーのサーバーに送られて保管されますので、その点に問題がないか、また、そのデータを当院のインターネット回線で読み込みPCに保存することに関し、倫理委員会の判断を仰ぐよう指示されましたのでご検討をお願い致します。

概要

まず、ペースメーカー埋め込み時に、遠隔モニタリングの概要を説明し、同意書を取得したのち、下記の手順でモニタリングを行います。

遠隔モニタリングシステムの流れ



1 送信日の設定

心臓用デバイス（ペースメーカーや埋め込み型除細動器等）が自動送信する日にちを、医療施設が設定します。

入院中に送信機に異常がないか確認し、退院時に送信機を自宅に設置していただきます。

2 送信

心臓用デバイスのデータは、設定した送信日時に、自宅に設置した専用の送信装置から自動的に送信されます。

3 通信

データは送信装置から、4G 回線で各メーカーのサーバーへ自動送信されます。

4 確認

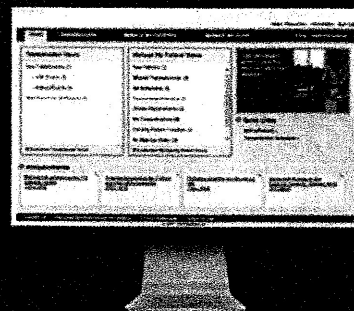
医療施設では、

各メーカーの、セキュリティ対策された専用のウェブサイトからサーバーにアクセスしてデータを確認し（当院のネット回線を利用し、データをPDFでプリントし、スキャナ読み込みする予定）、その内容をカルテに記載します。

アラートが有れば、内容を医師が確認し対応します。必要があれば来院していただきます。

遠隔モニタリングシステムについて

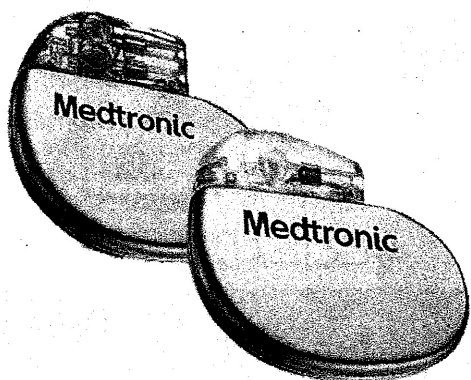
日本メドトロニック株式会社CRHF事業部
© 2020 Medtronic.



Medtronic
Further Together

国内における年間の植込み型デバイス新規患者数

52,335人



植込み型デバイスに関わる一般的診療業務内容

- 定期フォローアップ
- 定期外ならびに緊急外来での対応
- 病診連携によるデータ引継ぎ

植込み型デバイスチェックでの確認事項

- 電池電圧やリード抵抗
- ペーシング閾値や波高値
- ペーシング設定
- 不整脈エピソードやCardiac Compass™

一般社団法人日本不整脈デバイス工業会調べ 2019年

遠隔モニタリング診療：医療現場の負担軽減



CareLink™ Websiteでのデータ確認（労務）に対し、適切な管理を行うことで保険診療が認められています！

心臓ペースメーカ指導管理料
(2020.04.改訂)

心臓ペースメーカ指導管理料が算定できるのは、

- 当該届け出を出し認められている施設
- 入院中の患者以外
- 刺激閾値、感度等の機能指標を計測し、必要な指導を行った場合
- 計測した機能指標の値及び指導内容の要点を診療録に記載する

対面診療	点数
W-ICD	360
ペースメーカ	300
ICD/CRTD	520
遠隔モニタリング	点数
ペースメーカ	260
ICD/CRTD	480

遠隔モニタリングによる場合とは、

- 適切な管理を行い、状況に応じて適宜患者に来院等を促す体制が整っていること

JHRS：日本不整脈学会のステートメント

- 標準的な管理手段として導入を推奨
- 特段のイベントがない場合でも1か月に1度その旨を記録するのが望ましい

- 患者同意取得と患者教育が必要
- 医師、臨床工学士および看護師など多職種による運用体制の構築と緊密な連携が必要
- 最終的な責任は医師にある

http://new.jhrs.or.jp/guideline/statement201804_01/

① 遠隔モニタリングシステムで使用するモニタについて